

I 毎月勤労統計調査地方調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく指定統計（指定統計第7号）であり、賃金、労働時間及び雇用について福島県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に定める「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」及び「サービス業」（他に分類されないもの）において、常時5人以上の常用労働者を雇用する福島県内の事業所の中から、厚生労働大臣によって無作為に抽出された約720事業所を対象に調査を行っている。

3 調査の実施方法

抽出方法及び調査の実施方法は、事業所の開廃の頻度と事業所側の負担を勘案して30人以上規模の事業所と5～29人規模の事業所で別々なものとしている。

30人以上規模の事業所は「第一種事業所」と呼び、事業主が調査票を記入して提出する方式（通信調査方式）によって調査している。5～29人規模の事業所は「第二種事業所」と呼び、統計調査員が調査事業所の事業主に対して質問し、調査票を作成するという方式（実地調査方式）によって調査している。

4 調査期日

毎月末現在を調査期日とするが、給与の締切日がある場合は毎月の給与締切日現在を調査期日とする。

5 結果の算定方式

本調査結果は、調査事業所からの報告をもとにして本県5人以上の規模のすべての事業所に対応するよう復元された数値である。

○ 規模及び産業別各種平均値の算定方法

本調査の結果のうち、性別・規模別・産業別の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の毎月の調査票を集計し、それぞれの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して得ている。

○ 規模計及び産業計の各種平均値の推計方法

推計労働者数及び規模計又は産業計の前記の平均値は母集団に復元して集計している。

規模計・産業計の各種平均値は、まず、規模別・産業別の調査事業所の現金給与額、総実労働時間数及び延出勤日数の各集計延数に推計比率を乗じ合計して各推計延数を作り、次に同様な方法で推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して得ている。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。

※ 規模別・産業別の各種平均値の算出式

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e0 + e1)}$$

\bar{a} . . . 各種平均値
 a . . . 各種調査延数
 $e0、e1$. . . 前月末及び本月末調査労働者数

※ 規模計・産業計の各種平均値の算出式

$$\bar{A} = \frac{\sum A}{\frac{1}{2}(\sum E0 + \sum E1)}$$

\bar{A} . . . 各種平均値
 A . . . 各種推計延数
 $E0、E1$. . . 前月末及び本月末推計労働者数

$$A = \sum (a \cdot X) \cdot \gamma$$

γ . . . 推計比率（規模産業別に算出）

$$E1 = \sum (e1 \cdot X) \cdot \gamma$$

\sum . . . 規模・産業等についての合計を表す記号

$$\gamma = \frac{E0}{(e0 \cdot X)}$$

X . . . 抽出率の逆数

(第二種事業所のみ)

6 調査結果から作成される指数

実数の指数化は原則として次の式により行っている。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

(1) 雇用指数（平成17年＝100）

現行の雇用指数は、本調査の月末推計労働者数を指数化することを原則としたものであるが、本調査の月末推計労働者数には、新設、規模上昇等事業所の労働者数の把握が完全に行われ難いため労働者数に偏りを生ずる可能性がある。そこで、事業所統計調査の結果が算定される都度、同調査の常用労働者数をベンチマーク（水準基標）として、過去にさかのぼって指数の修正を実施している。

(2) 賃金指数（平成17年＝100）

賃金指数は、常用労働者の月間の賃金を指数化したもので、現金給与総額指数、きまって支給する給与指数及び所定内給与指数の3種類がある。

(3) 労働時間指数（平成17年＝100）

労働時間指数は、常用労働者の月間の労働時間を指数化したもので、総実労働時間指数、所定内労働時間指数及び所定外労働時間指数の3種類がある。

(4) 指数のギャップ修正

本調査のサンプル事業所は約3年ごとに更新され、それに伴って新旧両サンプルによる結果の相互間に若干のギャップが生じる。そのままでは時系列比較が不可能である場合が多いため、指数についてはギャップがあればそれがなくなるように修正して時系列比較を可能としている。時系列的な考察を行うためには次の点に留意する必要がある。

- ① 時系列的な比較は原則として指数によること。
- ② 実数値について比較を行う場合には、抽出替え時（平成3年1月、平成5年1月、平成8年1月、平成11年1月、平成14年1月、平成16年1月、平成19年1月）以降余り隔たっていない時点をとって行えば、実数そのものを用いても、利用上ほとんど支障のない程度の比較ができる。
- ③ 対前年比は、指数をギャップ修正し算出している。

(5) 指数の基準時

指数の基準時は、経済、社会情勢の変化に対応させるため、西暦年が5で割り切れる年を基準時とし5年ごとに改訂している。現在の指数は平成17年（2005年）を基準時としている。

7 表章産業変更に伴う取扱い

日本標準産業分類が平成14年3月に改訂されたことに伴い、平成17年1月分結果から新産業分類に基づく集計結果を公表している。

分類内容に変更のなかった「鉱業」、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」については指数の接続が可能である。「調査産業計」、「製造業」については、分類内容が変更されており厳密には産業の範囲は接続していないが、平成19年の指数を補正することでこれまでの指数との接続を図っている。

II 用語の解説

1 常用労働者

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業主に使用され、賃金を支払われる者である。

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう（船員法の船員を除く。）。

- ・ 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
- ・ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月間で、それぞれ18日以上雇われている者

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

- ・ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ・ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者を除いた者のことである。

「パートタイム労働者比率」とは、常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合のことである。

「労働異動率」の「入職率」（「離職率」）とは、採用（解雇、退職）、出向及び同一企業内の他の事業所からの（他の事業所への）転勤によって当事業所に入った（当事業所を離れた）常用労働者を、前月末常用労働者数で除した値である。

2 現金給与額

労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費などを差し引く以前の総額のことである。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

「きまって支給する給与」とは、「所定内給与」と「所定外給与（超過労働給与）」の合計額であり、労働協約、就業規則又は事業所の給与規則などによりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与である。

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」のうち「所定外給与（超過労働給与）」以外のものをいう。

「所定外給与（超過労働給与）」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則などによらないで、労働者に現実に支払われた給与及び契約や規則により支払われた給与のうち、次に該当するものである。

- ・ 夏・冬の賞与、期末手当等の一時金
- ・ 3か月を超える期間で算定される手当等
- ・ 支給事由の発生が不確定なもの（結婚手当等）
- ・ 労働協約、就業規則等の改定によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分

3 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤し就業した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤日にはならないが、午前0時から翌日の午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となる。

4 実労働時間数

調査期間中に労働者が使用者の指揮監督下で実際に労働した時間数のことである。

休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業における坑内労働者の休憩時間及び運輸関係労働者等の手待ち時間は含める。

なお、本来の職務外として行われる当宿直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出・残業・臨時の呼出・休日出勤などの実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

Ⅲ 利用上の注意

- 1 この調査結果の数値は、抽出された調査事業所からの報告をもとにして本県5人以上の規模のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。
- 2 各年平均の指数については、各年1～12月の数値を単純平均したものであり、実数については、各年1～12月の数値を推計労働者数で加重平均したものである。
- 3 指数は平成17年を基準時（17年平均＝100）としている。
なお、基準年は5年ごとに改訂され、過去にさかのぼってすべての指数が改訂されている。
- 4 対前年比は指数、対前年差は実数により算出している。ただし、ギャップ修正、基準年の改訂により指数が修正された場合においても、対前年比の修正は行わない。
- 5 「―」印は、該当数字がないことを意味する。「△」印は、減少を意味する。
- 6 「×」は、集計事業所数が僅少のため公表を行っていないことを意味する。
なお、調査産業計には、公表を行っていない産業も含めて算出している。
- 7 「サービス業（他に分類されないもの）」については「サービス業」と略称を用いている。